

VII 参 考

大気汚染に係る環境基準

(環境基本法第16条第1項)

物質	環境上の条件 (設定年月日等)	測定方法
二酸化 いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化 炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子 状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはβ線吸収法
二酸化 窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学 オキシダ ント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロ ロエチレ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
テトラク ロロエチ レン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロ メタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	
ダイオキ シン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
微小粒子 状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において、濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることをかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 6 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 7 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去したあとに採取される粒子をいう。

●届出に関する問い合わせ先

所管	住所	電話番号	FAX番号
空知	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041	0126-22-3621
石狩	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5822	011-232-1156
後志	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352	0136-22-5835
胆振	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9575	0143-22-5170
日高	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9252	0146-22-7516
渡島	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9437	0138-47-9205
檜山	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6492	0139-52-5783
上川	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5920	0166-46-5206
留萌	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8432	0164-42-1650
宗谷	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2920	0162-33-2631
オホーツク	網走市北7条西3丁目	0152-41-0628	0152-44-3122
十勝	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9027	0155-22-3746
釧路	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9152	0154-41-2703
根室	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6820	0153-23-6215
札幌市	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882	011-218-5108
旭川市	旭川市6条通9丁目	0166-25-6369	0166-29-3977
函館市	函館市東雲町4番13号	0138-51-3348	0138-51-3498
小樽市	小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111	0134-32-5032
室蘭市	室蘭市幸町1番2号	0143-23-2225	0143-23-2221
苫小牧	苫小牧市字沼ノ端2番地の25	0144-57-8806	0144-57-8809
北斗市	北斗市中央1丁目3-10	0138-73-3111	0138-73-6970
鹿追町	河東郡鹿追町東町1丁目15番地1	0156-66-4031	0156-66-1020

○小樽市・室蘭市・苫小牧市の所管

事業場に係る届出（揮発性有機化合物排出施設を除く）

○北斗市の所管

一般粉じん・特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業に係る届出

○鹿追町の所管

揮発性有機化合物排出施設に係る届出

北海道環境生活部環境局環境政策課

(環境保全グループ)

住所 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111 (内線24-261)

FAX 011-232-1301